

奈 政 行 第 3 号

平成 30 年 5 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 八 尾 俊 宏 様
同 松 石 聖 一 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

15. リサイクル推進課

(1) 生ごみ処理機器購入助成金

③ 監査結果

・ 助成金請求書類の確認について

(リサイクル推進課)

【監査結果】

助成金交付の対象となる生ごみ処理機器取扱指定店から、請求書と助成金交付券を受領し、指定店に助成金を交付しているが、レジデータ（レシート）もしくは領収書控までは入手していない。

助成金交付券には、購入者の住所の記入及び押印がなされているが、現状では、販売の事実までを確認できず指定店と申請者の共謀により助成金が不正に受領されるというリスクが低減できていない。

自治体によっては、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後に、領収書とともに申請書を提出させ、確認のうえ購入者に助成金を交付するという仕組みを採用している。

本助成金制度は、市民の生ごみ処理機器購入に関する助成金の交付であるため、指定店から助成金交付券の他に、レジデータの提出を求める、または、購入者より領収書の提出を求める等、市民の購入の事実を確実に確認できるような仕組みを採用する必要がある。

【措置の内容】

平成29年3月31日付けで奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正し、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後の領収書とともに申請書を提出させ、写真添付による設置確認の上、助成金を交付することで、購入の事実を確認するようにしました。

20. 農林課

(2) 鹿害防止対策事業補助金

③ 監査結果

- ・ 鹿害阻止農家組合巡視相談料の受領について
(農林課)

【監査結果】

当組合は巡視相談料として、調査員である組合員に対して1名当たり30千円を支払っている。当支払にあたり、調査員である組合員から鹿害阻止農家組合巡視相談料支払名簿に受領印を貰っているが、2名の組合員については、組合長が代理受領したうえ、署名していた。

巡視相談料支払名簿の受領印は調査員である組合員が巡視相談料を受け取ったことを証明する重要な書類である。また、代理受領された場合、2名の組合員が最終的に巡視相談料を受け取っているか明確にはならない。調査員である組合員が受け取ったことを明確にするためにも、調査員である組合員が直接受領し、押印するとともに、代理受領は控えるべきである。

【措置の内容】

平成28年度申請分から鹿害阻止農家組合長及び事務局長に対し、今後は調査員に直接相談料を渡し、本人から押印してもらうよう指導し確認しました。